様式第１３号（第１３条関係）

小規模特定事業変更不許可決定通知書

伊勢崎市指令　　第　　　号

年　月　日

申請者　住所又は主たる事務所等の所在地

　　　　氏名又は名称及び代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　伊勢崎市長　　　　　　　印

　　　年　月　日付けで申請のあった小規模特定事業の変更については、次のとおり不許可としたので通知します。

１　小規模特定事業区域の位置

２　当初の小規模特定事業許可年月日

３　当初の許可番号

４　不許可の理由

教示

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、伊勢崎市を被告として(訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　正当な理由があるときは、上記１及び２の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。